

障がいのある方へ 地域の相談機能が増えました



◀提出書類など
詳しくはこちら

■地域生活支援拠点等とは

5つの機能(①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり)を身近な地域において提供し、障がいのある方が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていくことができるよう支援するための仕組みです。

■もしものために、事前登録しませんか

自宅で介護をされるご家族が急な病気や事故に見舞われるなど、緊急事態はいつ起こるかわかりません。万が一、緊急事態が発生したときも、慌てずに対応できるよう普段から備えておくことが大切です。

事前登録のご相談は、相談支援専門員または乙訓障がい者基幹相談支援センター(障害福祉サービスを利用されていない方／☎952-6521)へ。

■地域生活支援拠点等事業所 乙訓ソレイユの丘

共同生活援助、短期入所、相談支援事業所の機能を備えた施設です。地域生活支援拠点コーディネーターが配置され、障がいのある方やご家族の「もしも」に備えるための相談に応じます。

●電話番号／☎956-2026

乙訓児童発達支援センター U-BOC24

地域の障がい・特性などのある子どもの支援に関する中核的役割を担う機関として、児童福祉法において位置付けられた施設です。未就学児に対する通所支援(児童発達支援)を提供するほか、専門的な知識や技術をもって、地域の事業所に対する助言・指導などや、インクルージョンの推進などの役割を担います。

●電話番号／☎956-3010

☎障がい者支援課 ☎874-3593、☎932-0800



8月は人権強調月間

☎広聴協働課 ☎874-1409

京都府、京都府市長会、京都府町村会などで構成する京都府人権啓発推進会議は、8月を人権強調月間として、各地でさまざまな啓発活動を行います。市は、8月15日(土)に「平和と人権のつどい2026」「人権パネル展」、8月27日(木)に人権研修会を開催するなど、啓発活動に取り組んでいきます。また、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会の取り組みを紹介します。

■全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

夏休みが終わり、新学期が始まる時期に京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会は、子どもたちの人権を守るための相談活動を強化し、「こどもの人権110番」と「法務局LINEじんけん相談」の相談受付時間を拡大します。相談は無料、秘密は厳守します。

●相談時間／8月28日(金)～9月3日(木)の間

○平日／午前8時30分～午後7時

○土・日曜日／午前10時～午後5時

●こどもの人権110番／☎0120-007-110

※強化週間以外の平日(午前8時30分～午後5時15分)も人権擁護委員または法務局職員が相談を受けています。

■こどもの人権SOSミニレター

ミニレターは5～7月に学校で配られます。ミニレターに相談したいことを書いて、ポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます。法務局では、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返信をします。



◀「法務局LINEじんけん相談」
友だち追加はこちら

◀人権イメージキャラクター
人KENまもる君



「こどもの人権110番」とは

- 学校でいじめにあっている
 - 家の人に嫌なことをされる
 - 友だちにたたかれたり、けられたりする
- 先生や家の人には話にくいけど、このままではどうしたらいいかわからない、だれも気づいてくれない…。
- そんなときは、電話してください。
- 「こまっている人がいる。」という相談もしてください。あなたのお話を聞いて、一緒に考えます。



▲人KENあゆみちゃん

向日市民音楽祭と向日市民ふるさとステージ 一つになり新しく生まれ変わります

音楽に加え、舞踊やパフォーマンスなど、幅広い団体の方にご参加いただける催しを開催します。

●場所／永守重信市民会館

●対象／市内在住・在学・在勤の方が半数以上在籍する2～25人で構成されたグループで市内に活動拠点を置く30組

※指揮者、奏者の方は除く。

●出演時間／おおむね10分以内(入退場を含む)

●申込み／9月から受付開始予定です。開催日など詳しくは、広報むこう9月号、ホームページなどでお知らせします。



☎文化推進課 ☎874-3881

かぐやの灯(上植野浄水場配水塔) ブルーにライトアップします

水の日(8月1日)と水の週間(8月1日～7日)にあわせて、より多くの人に水の大切さや健全な水循環について考えていただくため、かぐやの灯をブルーにライトアップします。

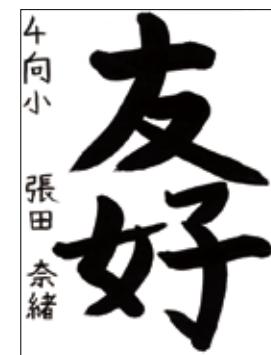
●日時／8月1日(土)～7日(金)午後7時～9時



☎公営企業課 ☎874-3870

平和への思いを込めた 平和書道展の入賞作品決定

市内の小学4年生を対象に募集した平和書道展には、613点の作品が寄せられました。審査の結果、入選・入賞作品が決定しました。



市長賞

張田奈緒さん
(第4向陽小学校)



教育長賞

谷本実優さん
(第5向陽小学校)

■入選・入賞作品50点(市長賞、教育長賞、優秀賞、入選)の展示

●日時・場所／8月1日(土)～16日(日)、永守重信市民会館

☎広聴協働課 ☎874-1409

向日市廃棄物減量等推進審議会 委員募集

本市では、「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、市民、事業者、行政などによる向日市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会では、一般廃棄物処理基本計画の進捗管理、新たなごみ減量や資源化に関する施策などについて審議していただきます。

- 任期／令和8年10月1日から2年間
- 募集人数／2人程度
- 応募資格／次の要件全てに該当される方
 - 市内に1年以上居住している方で、令和8年10月1日現在、満18歳以上の方
 - 一般廃棄物の減量、適正処理などに関心のある方で、平日に開催する年2回程度の審議会に出席できる方
 - 公務員または国・地方公共団体の議会議員や、本市の設置する審議会などの委員でない方
- 選考方法／書類選考（選考結果は応募者全員に文書で通知します）
- 応募方法／申込書と応募動機を記載したもの（800字程度。様式自由）を直接または郵送で衛生環境課（〒617-8665 住所不要）へ。8月18日（火）午後5時必着。
※申込書は衛生環境課と各地区公民館・コメセンにあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
- 応募書類の取扱い／受け付けた応募書類は返却せず、当会議委員の公募以外の目的に使用しません。

☎衛生環境課 ☎ 874-2189

子ども・子育て会議 委員募集

「向日市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理などに幅広い見地からご意見をいただくため、委員を募集します。

- 任期／委嘱の日から2年間
- 募集人数／2人程度
- 応募資格／次の要件全てに該当される方
 - 市内在住で満18歳未満の子どもの保護者
 - 子ども・子育てで支援に関心を持ち、平日に開催する年数回の会議に出席できる方
 - 公務員または国・地方公共団体の議会議員でない方
- 選考方法／書類選考（選考結果は応募者全員に文書で通知します）
- 応募方法／任意の様式で住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号を明記し、応募動機を800字程度、A4用紙にまとめて、直接または郵送、電子メールで子育て支援課（東向日別館、〒617-8772 住所不要、✉kosodate@city.muko.lg.jp）へ。8月31日（月）午後5時必着。
- 応募書類の取扱い／受け付けた応募書類は返却せず、当会議委員の公募以外の目的に使用しません。

☎子育て支援課 ☎ 874-2647

市議会の開催予定

8月17日（月）議会運営委員会／第1委員会室
24日（月）本会議（提案説明）／議場
9月 2日（水）議会運営委員会／第1委員会室
3日（木）本会議（一般質問）／議場
4日（金）本会議（一般質問）／議場
7日（月）本会議（予備日）／議場
9日（水）厚生常任委員会／第1委員会室
10日（木）建設環境常任委員会／第1委員会室
11日（金）総務文教常任委員会／第1委員会室
16日（水）議会運営委員会／第1委員会室
17日（木）本会議（委員長報告・討論・採決）／議場
時間は午前10時（予定）

☎議会事務局 ☎ 874-3540

YouTubeのサイトを利用して、インターネット上で本会議や常任委員会・特別委員会の様子をライブ配信や録画配信でご覧いただけます（特別委員会はライブ配信のみ行います）。
本会議の議案の内容は、本会議初日に市ホームページで公表します。また、一般質問の事項は、公共施設などで事前に公表します。
※第1委員会室は議会棟1階です。
※市議会の予定は変更になる場合があります。最新の予定は、市ホームページでご確認ください。



▲向日市議会公式YouTubeチャンネル

物価高騰対策ギフト券の窓口受け取り



◀配布内容など詳しくはこちら

ご自宅でお受け取りができず、郵便局の再配達期限を過ぎたJCBギフト券を市役所でお預かりしています。お心当たりがある方は市役所窓口でのお受け取りをお願いします。

- 受け取り方法／直接、産業振興課（市役所本館 1 階）へ。世帯主または同一世帯の方が受け取られる場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。代理人の方が受け取られる場合は、委任者（窓口に来ることができない方）が記入された受領申請書と委任状、代理人と委任者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ※基準日時点（令和8年4月10日）で、向日市の住民基本台帳に記録されている方が対象です。
- 受け取り期限／9月30日（水）まで

☎産業振興課 ☎ 874-2419、874-1347※本事業の専用コールセンターは7月27日に終了しました。

過去に向日市で生活保護を受給していた方へ 生活保護費追加給付の申し出受付を開始します

☎地域福祉課 ☎ 874-2564

国が行った生活扶助基準の引き下げを巡る訴訟の判決を受け、当時の生活保護受給者の方に対し、引き下げられた差額分の一部を追加支給する方針を国で決定したことから、追加給付の申し出について、受け付けを始めます。なお、現在、向日市で生活保護を受給している世帯は、この申し出の対象外です。

■対象世帯

- 次のいずれかに該当し、現在は向日市で生活保護を受けていない世帯
- 平成25年8月～平成30年9月に生活保護を受給していた世帯
- 平成30年10月～令和8年3月に生活保護を受給していた世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障がいのある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定されていた世帯
- ※亡くなられた方は追加給付の対象外です。

■申し出方法

- 受付開始／8月3日（月）～
- 申し出ができる方／生活保護を受けていた当時の世帯主。世帯主が亡くなられた場合は、生活保護を受給していた時の同一世帯内のうち、世帯主の配偶者、世帯主の子の順位で申し出が可能です。
- 受付方法／直接または郵送、ウェブで地域福祉課（東向日別館、〒617-8772 住所不要）へ。
- ※対象期間中に向日市以外の自治体で生活保護を受けていた期間がある世帯は、当時受給していた自治体へ申し出が必要です。詳しくは対象期間中に受給していた自治体へお問い合わせください。



▲申出書など詳しくはこちら

■必要書類

- 申出書（市ホームページからダウンロード可）
- 戸籍謄本の写し（世帯状況の確認に必要です）
※請求には手数料が必要です。
- 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きのもの）
- 振込先口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
- 委任状（代理の方が申し出を行う場合）

■追加給付額

世帯の状況や受給期間に応じて異なります。申し出の結果、追加給付額が手続きに要する実費額を下回る場合があります。給付額の例は下記の相談センターでご案内しますので、申し出前にご確認ください。

追加給付額や申し出方法などの問い合わせ
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
☎0120-179-445
午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）
※8月～10月は土・日曜日、祝日も開設

詐欺にご注意ください

- 口座番号や暗証番号を電話で聞き取ることは絶対にありません。
- 手数料の振り込みを求めることも絶対にありません。

市長 コラム



利き手を骨折して 分かったこと

私事で恐縮ですが、今年の春、手首を骨折しました。それが利き手側であったため、しばらくの間、日常生活のあらゆる場面で不便を感じるようになりました。

箸を持つ、字を書く、服のボタンを留める、ペットボトルのふたを開けるなど、普段は何気なくこなしていた動作が、急に一大事になります。

中でも困ったのは、入院や手術に伴う書類への自筆サインでした。もちろん、必要な手続きですので仕方がないのですが、利き手が使えない状態で名前を書くというのは、なかなかの難題でした。本人確認のために書いているはずなのに、出来上がった文字を見ると、むしろ本人かどうか疑われそうな仕上がりでした。

手首に限りませんが、けがをしてみると、普段は気にも留めていなかった動作の一つ一つが、実は多くの力や感覚に支えられていることに気づかされます。

今回の骨折は、もちろん望んだものではありません。できればペットボトルのふたとの戦いも、自筆サインとの格闘も、二度と経験したくないところです。しかし、不便を経験したからこそ見えてきたこともあります。

まちづくりにおいても大切なのは、こうした「ちょっとした不便」に気づくことではないでしょうか。すべてを一度に変えることはできませんが、日々の暮らしの中にある小さな困りごとに目を向け、誰もが安心して暮らしやすいまちをつくっていく。その積み重ねが、これからのまちづくりには欠かせないと感じています。

厳しい暑さが続く毎日ですが、私の手首も少しずつ回復に向かっています。この経験から得た気づきも、今後の市政に生かしてまいりたいと考えております。

向日市長

安田 晋



広げよう 心のバリアフリー ~肢体障がい~

■向日市身体障害者協会員の声

手が不自由な方は、家事や着替え、文字を書くときなどに支援が必要なことがあります。また、電車やバスではつり革などを持つことが難しく、危険を感じる場合があります。

足が不自由な方や車いすを使用している方は、段差や歩きにくい道、雨などで滑りやすい場所で危険を感じることがあります。また、杖や車いすを使用している方は、レジなどで杖の置き場所がなかったり、車いすと高さが合わないなどでお金の出し入れに時間がかかることがあります。

■国際シンボルマーク

「障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。車いす使用者だけに限らず、すべての障がい者を対象にしています。



まちで戸惑っている方を見かけたときには「なにかお困りですか?」「私にできることはありますか?」と声をかけてみてください。

問 障がい者支援課 ☎ 874-3593、☎ 932-0800